

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第3号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 808 770 1151"><thead><tr><th>規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7条の8第1項</td><td>広域振興局土木部、 農業研究センター又は農業大学校</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第7条の8第1項	広域振興局土木部、 農業研究センター又は農業大学校	[略]	[略]			<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 808 1457 1151"><thead><tr><th>規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7条の8第1項</td><td>広域振興局土木部、 農業研究センター、 <u>林業技術センター</u>又は農業大学校</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第7条の8第1項	広域振興局土木部、 農業研究センター、 <u>林業技術センター</u> 又は農業大学校	[略]	[略]		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]																									
第7条の8第1項	広域振興局土木部、 農業研究センター又は農業大学校	[略]																							
[略]																									
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]																									
第7条の8第1項	広域振興局土木部、 農業研究センター、 <u>林業技術センター</u> 又は農業大学校	[略]																							
[略]																									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。